### 向日市空家等対策の推進に関する条例(案)の概要説明

令和3年4月 公共建物整備課

向日市空家等対策協議会でご審議をいただき、パブリックコメントを経て令和3年4月に向日市空家等対策計画を策定いたしました。同計画において「対象となる空家等や緊急時に安全を確保する措置など、空家等特別措置法では対応できない問題についても法的措置を行うため、条例の制定を検討します」と掲げています(13ページ)。

市町村の空家等に関する施策の法根拠は空家等特別措置法で規定されていますが、法においては長屋が含まれないことや、緊急時の措置について規定されていない等、同計画の内容を実行するためには、不十分な法環境となっています。

そのため、同計画との整合を図るため法定外事項についても規定し、計画の内容を確実に実行、推進するため本条例を提案するものです。よろしくご査収のほどお願い申し上げます。

#### I 条例の構成

条例の構成は以下のとおりであり、法定外事項については※の条項です。

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 所有者等の責務(法第3条関係)
- 第4条 市民等の責務※
- 第5条 市の責務(法第4条関係)
- 第6条 協議会(法第7条関係)
- 第7条 立ち入り調査(法第9条関係)
- 第8条 情報の利用(法第10条関係)
- 第9条 特定空家等の認定※
- 第10条 特定空家等の措置(法第14条第1~第3項関係)
- 第11条 代執行(法第14条第9項関係)
- 第12条 略式代執行(法第14条第10項関係)
- 第13条 安全代行措置※
- 第14条 緊急安全措置※

第15条 長屋空家等及び特定長屋空家等に係る準用※

第16条 委任

※法定外事項

### I 法定外事項の規定

前述のとおり、上記「I 条例の構成」で※をつけた条項は、空家等特別措置法にない法定外事項です。空家等対策計画で掲げる内容を達成するため、そういった法定外で必要な事項について次のとおり規定しています。

なお、法定事項についても、法定外事項との関連から必要なものについて は法と重複するものであっても規定しています。

# 第5条 市民等の責務

市民の範囲を居住者だけでなく、通勤通学者も対象としたうえで、市の施策にご協力いただくものです。

### 第9条 特定空家等の認定

特定空家等の認定については、協議会の意見を聴いて行うよう規定するものです。(空家等対策計画13ページ関係)

# 第13条 安全代行措置

施設への入所や重病等による入院などにより、空家等を自ら管理することができず、かつ業者と直接対応を行うことができない場合等「やむを得ない事情」の場合、必要な措置を代行することができるものです。(空家等対策計画16ページ関係)

# 第14条 緊急安全措置

公共の安全を確保するため緊急の必要がある場合、屋根仕上げ材が落下・ 飛散するおそれがある場合に通行人等に危険を知らせる看板やバリケードを 設置する、又は建物に防御ネットを設置する、倒れる恐れのある樹木や落下 のおそれがある看板をロープ等で補強する、落下のおそれのある屋根材や雨 樋などを取り外し、敷地内に置く等「必要な最小限度の措置」を行うことが できるものです。(空家等対策計画16ページ関係)

#### 第15条 特定長屋空家等の準用

計画では法定外である長屋、共同住宅の空家等も代執行等の対象としています。長屋、共同住宅の空家等についての措置を適切に行えるよう、特定空家等を特定長屋空家等等と、条文の読み替えができるよう規定しています。 (空家等対策計画2ページ関係)

### Ⅲ 法規定にあるもので条例に規定しないもの

次の規定については、空家等対策計画の策定など、既に実施していること や、法定外事項に関連しない努力義務規定等であるから、条例では重複して の明文化はしないこととします。

- ・空家等対策計画の策定(法第6条)
- ・空家等データベース (法第11条関係)
- ・空家等跡地の活用 (法第13条関係)

# Ⅳ その他

- 1 空家等特別措置法(資料3)
- 2 参考にした主な他市の条例宇治市、亀岡市、長岡京市、木津川市、八幡浜市、相生市等

京都府内では8市が空家等対策条例を制定しており、法定外事項については、ほとんどの市が緊急安全措置を規定しています。また、長屋空家等を空家等に含めることや、代行措置といった規定をしている市も一定見られました。

#### 3 スケジュール

今後、例規担当部署や庁内の審査を経て条例制定を進めるため、構成等について変更する可能性がありますことをご了承ください。

令和3年 6月 パブリックコメント

7月 条例検討会 第2回空家等対策協議会(予定)

8月 条例審查会

9月 議案上程

10月 施行

(未定) 第3回空家等対策協議会